

東京清掃労働組合との清掃事業に係る労使交渉等に関する覚書

特別区と東京清掃労働組合（以下「清掃労組」という。）とは、特別区の清掃事業の安定的な運営に資するため、清掃事業に係る統一交渉（以下「清掃事業交渉」という。）等を行うことに関し、以下のとおり覚書を締結する。

（清掃事業交渉）

第1条 特別区と清掃労組とは、次の表に掲げる事項（以下「統一交渉事項」という。）について統一交渉を行う。

統一交渉事項	不燃ごみ中継所廃止に伴う職員の身分取扱い
--------	----------------------

- 2 統一交渉事項は、特別区と清掃労組との協議により変更することができる。
- 3 交渉体制は、次の表のとおりとする。

交渉体制区分	所掌事項
団体交渉	統一交渉事項について交渉を行うこと。
小委員会交渉	統一交渉事項のうち団体交渉のもとにおいて委任された事項について交渉を行うこと。
予備交渉	交渉を円滑に遂行するため、出席者、議題、時間、場所その他の交渉に関し必要な事項を取り決めること。

- 4 交渉委員の人数は、特別区、清掃労組ともに、それぞれ同程度かつ適切な人数とする。

（情報提供及び意見交換）

第2条 清掃事業に関し、特別区と清掃労組との間に、定期的に情報提供及び意見交換を行う場を設けるものとする。

（時間内組合活動の取扱い）

第3条 清掃労組組合員が勤務時間中に行うことができる統一交渉事項にかかわる清掃労組の活動の範囲、手続その他の取扱いについては、各特別区と清掃労組との間で締結した東京清掃労働組合との統一交渉に係る時間内組合活動等に関する協約による。

（交渉事務局）

第4条 清掃事業交渉に係る事務局は、特別区人事・厚生事務組合人事企画部とする。

（その他）

第5条 この覚書の内容について疑義が生じた場合は、特別区と清掃労組との間でその取扱いについて協議するものとする。

附 則

この覚書は、平成20年4月18日より効力が生ずるものとする。

平成20年4月18日

特別区長会会長

多田 正見

東京清掃労働組合中央執行委員長

西川 卓吾

